

当行に預金口座をお持ちのお客さまへ

# 「預金口座の売買及び譲渡」は 禁止されています。

「振り込め詐欺」等の犯罪に利用されることを防止するため、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」に基づき、以下の行為は禁止されています。

お客さまにおかれましてもご留意いただきますようお願い致します。

- 1.他人になりすまして口座を利用する目的で通帳・キャッシュカードを譲り受けること。
- 2.上記1の目的を知りながら、通帳・キャッシュカードを譲り渡すこと。
- 3.正当な理由がなく有償で通帳・キャッシュカードの譲り受け又は譲り渡しをすること。
- 4.インターネット上等に通帳・キャッシュカードの売買の広告を載せること。

※上記に違反した場合、50万円以下の罰金が科せられます。  
また、「業」としてこれらを行った場合は、2年以下の懲役  
もしくは300万円以下の罰金またはその両方が科せられます。